

具体的かつ詳細な随意契約理由について

様式8

No.	案 件 名 称	種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)※	WTO
1	令和8年度大正区広報紙「こんにちは大正」企画・編集業務委託	デザイン	株式会社シカトキノコ	5,418,000円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
2	大正区役所外1施設電気工作物保守点検業務外10件【包括的業務委託】	機械設備等保守点検	株式会社大阪ガスファシリティーズ	16,064,400円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
3	大正区民ホール照明器具修繕業務【包括的業務委託】	機械設備等保守点検	株式会社大阪ガスファシリティーズ	4,507,778円	令和8年5月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
4	大正会館真空遮断器修繕業務委託【包括的業務委託】	その他	株式会社大阪ガスファシリティーズ	1,203,180円	令和8年6月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
5	大正区役所情報用無停電電源装置(UPS)修繕業務【包括的業務委託】	その他	株式会社大阪ガスファシリティーズ	4,950,000円	令和8年6月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
6	令和8年度大正区コミュニティ育成事業業務委託	総合イベント	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	7,883,000円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-

7	令和8年度「学習・登校サポート事業」業務委託(概算契約)	その他	株式会社キズキ	19,202,511円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
8	「地域見守り体制づくり推進事業」業務委託	その他	社会福祉法人大阪市大正区社会福祉協議会	13,278,000円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
9	大正区まちづくりビジョン策定支援等業務委託	各種施策研究・調査	株式会社サルトコラボレイティヴ	6,105,000円	令和8年6月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-

※随意契約ガイドラインの末尾に記載の事例番号を記載

該当する理由(事例番号)がない場合にあつては、詳細な随意契約理由を記載

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度大正区広報紙「こんにちは大正」企画・編集業務委託

2 契約の相手方

所在地 大阪府大阪市東成区玉津三丁目 1 4 番 1 0 号

事業者名 株式会社シカトキノコ

代表者 代表取締役 向野 剛

3 随意契約理由

区民及び区内企業に対して、大正区及び大阪市の重要施策や区民の生活に関する情報を分かりやすく的確に情報発信することにより、市・区の施策や取り組み等へ支持・関心を高めるという本事業の目的に対し、最大限の成果を得るためには、内容についてキャッチコピーや記事配置のレイアウト、文字の大きさなどを工夫し、より効果的な「見せ方」を取り入れるとともに、区民の関心を呼び、特に無関心層、若年層が広報紙への関心を高めるような戦略性の高い情報発信をするための専門的な編集力・企画力が必要である。よって、本業務を委託する事業者には高いノウハウや専門的な知識・経験、また行政にはない新たな発想を求めており、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

以上のことから、本業務については、性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果が期待できる業務委託先の選定が可能な公募型プロポーザル方式により契約の相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、「株式会社シカトキノコ」の評価点が最も高く、契約の相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、「株式会社シカトキノコ」と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大正区役所総務課 （電話番号 06-4394-9625）

随意契約理由書

1. 案件名称

大正区役所所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続

2. 契約の相手方

株式会社大阪ガスファシリティーズ

3. 随意契約理由

本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社大阪ガスファシリティーズの評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであつたため、その意見を踏まえ、株式会社大阪ガスファシリティーズと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大正区役所総務課

(電話番号 06-4393-9626)

随意契約理由書

1. 案件名称

大正区役所所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続

2. 契約の相手方

株式会社大阪ガスファシリティーズ

3. 随意契約理由

本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社大阪ガスファシリティーズの評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであつたため、その意見を踏まえ、株式会社大阪ガスファシリティーズと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大正区役所総務課

(電話番号 06-4393-9626)

随意契約理由書

1. 案件名称

大正区役所所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続

2. 契約の相手方

株式会社大阪ガスファシリティーズ

3. 随意契約理由

本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社大阪ガスファシリティーズの評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社大阪ガスファシリティーズと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大正区役所総務課

(電話番号 06-4393-9626)

随意契約理由書

1. 案件名称

大正区役所所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続

2. 契約の相手方

株式会社大阪ガスファシリティーズ

3. 随意契約理由

本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社大阪ガスファシリティーズの評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社大阪ガスファシリティーズと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大正区役所総務課

(電話番号 06-4393-9626)

随意契約理由書

1. 案件名称

令和8年度大正区コミュニティ育成事業業務委託

2. 契約の相手方

所在地 大阪市中央区船場中央 1-3-2-302

名 称 一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

代表者 理事長 大垣 純一

3. 随意契約理由

本業務委託は、区や地域への愛着を高め、「自ら地域のことは自らの地域で決める」との自律した意識のもと、地域コミュニティの充実につながる住民主体のまちづくり活動を推進するために区民相互のつながりづくりの活性化を図ることを目的としている。その目的を達成するためには、市民活動団体・企業等との協議・連携による区民等との協働により実施する必要がある。

そのため、単にイベントとして実施するのではなく、区民相互のつながりを深め、広く地域住民や地域の各種団体が参画する仕組みづくりに資する取組みが求められることから、委託する事業者には、行政にはない新たな発想や専門的な知識、経験などのノウハウを求めており、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

以上のことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果が期待できる業務委託先の選定が可能な公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

上記の契約の相手方は、選定会議による各項目審査において、標準点を超える結果であったことを受け、提案内容からも受託業者として適当と認め、契約を締結するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大正区役所地域協働課（地域協働グループ） （電話 06-4394-9743）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度「学習・登校サポート事業」業務委託

2 契約の相手方

所在地：東京都新宿区新宿6-28-7 新宿 EAST COURT 2階

名 称：株式会社キズキ

代表者：代表取締役 安田 祐輔

3 随意契約理由

貧困の連鎖を断ち切り、児童・生徒の健やかな育成を図るという本事業の目的に対し最大限の成果を得るためには、生活困窮家庭などの児童・生徒が生まれ育った環境に左右されことなく、教育の機会が均等に図られるよう、学習機会を創出し、基礎学力の定着や学習習慣を形成していく必要がある。また、家庭訪問型などの学習指導のみならず、家庭環境に応じた学習・登校支援等が必要であり、さらには、家庭や学校に居場所がない生徒に対しても適切な支援を行う必要がある。そのため、委託する事業者には、民間事業者としての新たな視点や高いノウハウを活かし、行政の枠にとらわれない柔軟な立場から、手法の独創性・専門的な知識・経験などを求めることとし、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

以上のことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果が期待できる業務委託先の選定が可能な公募型プロポーザル方式を採用したものである。

今回、学識経験者等の意見を聴取する選定会議において審査基準に基づく審査を行った結果、株式会社キズキの評価点が最も高く、契約締結相手方として相応とのことであったため、その意見を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大正区役所 保健福祉課 こども・教育グループ （電話番号 06-4394-9980）

特名随意契約理由書

- 1 案件名称
「地域見守り体制づくり推進事業」業務委託

- 2 契約の相手方
社会福祉法人 大阪市大正区社会福祉協議会

- 3 特名随意契約理由

「地域見守り体制づくり推進事業」（以下、「本事業」という。）は、局事業と連携し、高齢者や障がい者等に対する地域における見守り活動を通じて、地域に把握されていない要援護者を把握・発見するとともに、要援護者に対する地域の見守りネットワークの強化及び日ごろの見守り体制の構築に向けた支援を行い、「いざという時の見守り」体制の構築につなげることを目的とし、事業者に委託して実施することとしている。

また、局事業（①要援護者情報の整備・管理、②孤立世帯等への専門的対応、③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見）については、社会福祉法人大阪市大正区社会福祉協議会と特名随意契約を締結することとしており、同協議会内に「見守り相談室」を設置し、福祉の専門職である「見守り支援ネットワーク」が、ケースに応じた社会福祉援助技術を用いて、地域資源の活用・地域住民等の参加を促し、上記①～③の機能を一体的に実施することを通して、地域で生活する要援護者が抱える「複雑化・多様化・深刻化」した課題の解決を図り、安心した地域生活を実現するとともに、地域の組織化を図り、福祉コミュニティを形成することを目的としている。

この間、大正区がめざしている地域における日ごろの見守り体制の構築には、地域資源の活用や協力がなければ実現できないものであることはもとより、受託する事業者については、大正区内各地域の福祉課題を把握し、行政と地域との「中間支援機能」を有するとともに、福祉分野における専門的知識やノウハウが求められる。

以上のことから、本事業は要援護者の支援を進めるうえで、局事業と一体的に実施することで機能を発揮するものであり、その受注者以外の事業者では、連携が十分に行われず、業務に著しい支障が生じる恐れがある。

よって、地域の課題解決のため、地域住民や団体、社会福祉施設等社会資源の「プラットフォーム」としてネットワークを有し、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体である、社会福祉法人大阪市大正区社会福祉協議会を本事業の委託先として指定する。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署
大正区役所保健福祉課（電話番号 06-4394-9857）

随意契約理由書

1 案件名称

大正区まちづくりビジョン策定支援等業務委託

2 契約の相手方

所在地 大阪市阿倍野区晴明通 7 番 20 号

事業者名 株式会社サルトコラボレイティヴ

代表者 代表取締役 加藤 寛之

3 随意契約理由

大正区では、区のめざすべき将来像や施策展開の方向性を明らかにするため、「大正区将来ビジョン 2029」（計画期間：2026 年度～2029 年度）を策定し、目標の実現に向けて各種施策を推進している。

大正区ではこれまで、まちづくりにおいて、区北部（大正駅周辺）に偏っている賑わいエリアを、区の中部や南部へ展開していくことが重要と考え、区を中心部にある千島公園や昭和山で様々なイベントを実施するなど、地域活性化につながる活動を推進してきた。

少しずつ賑わいが広がりつつあるものの、今後も大幅な人口増は見込めず、将来を見据えてまちづくりを進めるためには、中長期的な視点でまちの将来像を定め、その具体化に向けた施策・事業を戦略的に展開していく必要がある。

そのため、将来ビジョンの別冊として、概ね 20～30 年先の大正区のまちの姿を見据えた、今後のまちづくりの方向性示す「大正区まちづくりビジョン（以下「まちづくりビジョン」という。）」を策定し、区全体のエリア価値の向上や地域特性を踏まえた魅力創出の促進をめざす。また、本ビジョンの推進にあたっては空き家・空き店舗、公共空間など既にある資源を活かし、地域や事業者と一緒に、できることから少しずつ取り組みを積み重ねていく「エリアリノベーション」を基本的な進め方とする。こうした取組を通じて、「行ってみたい」、「住んでみたい」、「関わってみたい」と思えるきっかけを増やし、賑わいの広がり、まちの魅力・価値の向上につなげていく。

まちづくりビジョンを策定するには、まちの現状・課題等を俯瞰し、今後見込まれる区内の状況を想定し、区内を特徴のある 4 つのエリアに分けて、調査や民間企業ヒアリングを実施するなどして、将来像や取組の方向性等について具体的に検討し取りまとめる必要がある。よって、本事業を委託する事業者には高いノウハウや専門的な知識・経験、また行政にはない新たな発想を求めており、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

以上のことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内

において、最も効果的な事業成果が期待できる業務委託先の選定が可能な公募型プロポーザル方式により契約の相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、「株式会社サルトコラボレイティブ」の評価点が最も高く、契約の相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、「株式会社サルトコラボレイティブ」と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大正区役所総務課 （電話番号 06-4394-9625）